

平成24年8月6日

株式会社クラヴィスの破産手続開始決定を受けての会長声明

東京司法書士会
会長 柏戸 茂

平成24年7月5日、大阪市都島区に本店を置く、昭和50年7月に成立した消費者金融業者「株式会社クラヴィス」（旧商号・タンポート株式会社、平成21年5月に商号変更）が、大阪地方裁判所に破産手続開始の申立を行ない、同日午後5時に破産手続開始決定がなされた。

申立時の負債総額は約3268億円、うち98.5%の約3219億円は、約46万人の一般消費者に対する過払金返還債務とのことであり、同社の経営破綻は、平成22年9月28日の業界最大手の株式会社武富士、平成23年8月26日の株式会社SFコーポレーション、平成24年5月9日のNISグループ株式会社が続くものである。

同社は、かつてプロミス株式会社（現 SMBCコンシューマー・ファイナンス株式会社）の完全子会社であったが、平成18年12月20日に公布された改正貸金業法の完全施行に備えたプロミスグループの事業再編に伴い、平成19年12月までに、新規貸付けを中止すると共に、貸付金債権を完全親会社であるプロミス株式会社に移転した後に、貸金業を廃業した。その後、平成21年4月に、プロミスグループからネオラインキャピタル株式会社（現 クロスシード株式会社）の子会社となり、平成24年1月さらに株式譲渡がなされたが、なんら新規貸付けを行わずに、消費者金融業としての延命を図ってきた。

このように同社は、プロミスグループの事業再編に伴って、いわゆる債権切替・債権譲渡による債務整理における実務上の混乱を来し、結果的に一部の過払金債権者の利益を侵害し、社会通念上、許容できない不当な事業スキームを行ったものであり、極めて遺憾である。

多重債務者の生活再建に長く取り組んできた東京司法書士会としては、今般のプロミス株式会社の事業再編スキームを重く捉え、今後の経過を注視すると共に、今後も起こりうる消費者金融業者の破綻に対しても迅速かつ適切な対応をとることを宣言すると共に、次のとおり同社の破産手続が適切に行われることを強く求めるものである。

－ 記 －

1. 破産者 株式会社クラヴィスは、現に取引のある顧客に対し自発的に利息制限法による引き直し債権額を告知し、破産手続に参加する機会を確保すること。
2. 破産者 株式会社クラヴィスは、破産手続開始決定前10年以内取引を終了した金銭消費貸借取引の顧客に対しても過払金額を告知し、破産手続に参加する機会を確保すること。
3. 破産者 株式会社クラヴィスは、利息制限法に引き直しても債務が現存している顧客に対しては、破産手続開始決定に伴う不安感を解消すべく、返済方法等を適切に通知すると共に、徒に遅延損害金等を課すことはしないこと。
4. 破産者 株式会社クラヴィスは、破産債権者に対する通知など破産手続に参加する機会を確保するように尽力すること。
5. 破産管財人は、破産者 株式会社クラヴィスが行なった事業再編スキームについて、徹底的な資産の流れの解明と、役員他関係者の厳正な責任追及を行うこと。